

農業所得の増大

● 営農基金

将来の農業を担う農業者に対して、当JAが推奨する品目、施設園芸作物、加工業務用野菜の新規取組及び規模拡大（経営転換）に関わる農業者へ支援を行うことにより、地域農業の振興・発展に貢献します。



JA津安芸が取り組む 自己改革・改善プラン

農業振興

当JAの「自己改革・改善プラン」の基本目標である「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」「地域の活性化の実現」の手段として、「営農基金の設立」「青ネギ白ネギ生産部会の設立」「鳥獣被害対策補助金の交付」を実施します。

園芸作物		
対象作物	園芸作物（青ネギ・白ネギ）	
対象者	① 10a以上の新規取組（経営転換等）する農業者 ② 10a以上の規模拡大を行う農業者	
対象経費	種子代及び資材費	新規取組にかかる経費（種苗代、肥料、農薬、生産に関わる育苗ハウス）
助成率	① 新規取組 ② 事業規模の拡大	上記経費の合計金額の50%以内（限度額：50万円）

施設園芸作物		
対象作物	施設園芸作物	
対象者	100㎡以上の新規取組及び規模拡大を行う（経営転換等）農業者	
対象経費	施設設備	新規取組にかかる経費（パイプハウス一式、灌水設備、加温設備等）
助成率	新規取組及び事業拡大	上記経費の合計金額の25%以内（限度額：100万円）

加工業務用野菜		
対象作物	当組合が推奨する加工業務用野菜（加工キャベツ・加工カボチャ）	
対象者	① 20a以上の新規取組（経営転換等）する農業者 ② 20a以上の規模拡大を行う農業者	
対象経費	種子代及び資材費	新規取組にかかる経費（種苗代、肥料、農薬、生産に関わる育苗ハウス）
助成率	① 新規取組 ② 事業規模の拡大	上記経費の合計金額の25%以内（限度額：50万円）

- 当組合管内在住の正組合員が給付対象となります。
- 基金の助成を受けるには、申請書と必要書類（領収書等金額を明確に証明できる書類）の提出が必要となります。
- 基金の支払いは受付順とし、当組合の平成29年度予算枠（園芸作物：250万円、施設園芸作物：500万円、加工業務用野菜：250万円）に達した時点で、期間の途中であっても基金の交付を打ち切ります。
- 経営転換とは、水稻、花卉、園芸、果樹等の農業作物を所有地または借地において作付けをしている圃場へ前作と異なる新たな園芸（施設）農業作物を作付けすることを指します。



●青ネギ 白ネギ生産部会の設立

生産振興及び産地化を目指すため、年間を通じて安定需要が見込める青ネギと複合経営の品目の一つとして安定需要が見込まれる白ネギの推進を行うとともに、既存の生産者及び新規生産者が面積の拡大を行っていくために、生産部会の設立を行います。

ネギ栽培を行う上で、最も時間のかかる定植及び収穫、出荷調整作業の労力軽減と作業性の向上による栽培規模拡大を目的とし、共同で利用可能な機械・資材の生産部会の寄贈により、部会内の生産者が試験栽培に着手しやすい環境整備を進めます。



農業生産の拡大・地域の活性化

●鳥獣被害対策補助金

近年問題となっている水田・畑作物に被害をもたらす有害鳥獣に対して、防護対策として設置する資材経費の一部を補助することで、管内農作物の被害を未然に防止するとともに、農家の意欲向上と安全生産を図ります。



鳥獣被害対策補助金

対象資材	防護柵（電気柵、金網、網、トタン柵等）	
対象者	以下の要件をすべて満たすこと ① 正組合員及び管内の農業者団体、農業従事者、自治会、集落等 ② 津市から「津市有害鳥獣防護柵設置事業補助金」の交付を受けた組合員等 ③ 現状、農作物の栽培目的として耕作可能な管内の農地・圃場であること ④ 資材を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までに購入していること	
対象経費	防護柵等の原材料費	防護柵（電気柵、金網、網、トタン柵等）取得にかかる原材料費（工事費等は対象外）
助成率	津市が行う補助事業の補助残部分の 2 分の 1 に相当する額（1,000 円未満切り捨て） ※津市単独補助事業の交付種類により補助金の上限額を以下の様に設定 ①津市単独補助事業「農産物鳥獣害対策事業補助金」の交付対象 当該額が 50 万円を超えるときは、50 万円 ②津市単独補助事業「小規模農地鳥獣害防止事業補助金」交付対象 当該額が 8 万円を超えるときは、8 万円	



●補助金の支払いは受付順とし、当組合の平成 29 年度予算枠(700 万円)に達した時点で、期間の中途であっても補助金の交付を打ち切ります。

まずはJA津安芸にご相談ください！

詳しくはお近くの営農センター、または右記問い合わせ先まで

受付開始 平成 29 年 7 月 1 日（土）

基金・補助金申請は7月1日（土）より受付開始となります。申請を希望される方は上記要項などをご確認いただき、最寄りの営農センターまたは本店担当部署までお問い合わせください。

「営農基金」、「青ネギ 白ネギ生産部会」に関するお問い合わせ

営農対策部 販売課 ☎ 059-229-3507

「鳥獣被害対策補助金」に関するお問い合わせ

営農生活部 購買課 ☎ 0120-19-1321